社会保障と国際人権規約

生活保護申請却下処分取消請求事件を中心として一

藤

洋

判決における社会権規約等の解釈 事案の概要 判決要旨

問題の所在

- 判決における社会権規約等の解釈
- \widehat{ii} î 最高裁における主張と判断 東京高裁における主張と判断 東京地裁における主張と判断

- 論点の整理と問題点
- (一) 世界人権宣言の拘束性 社会権規約の即時即効性
- ii 1 自由権規約の適用可能性 S.W.M.Broeks v. the Netherlands 事件
- Ibrahima Gueye et al v. France 事件 自由権規約の適用可能性
- --- 若干の考察と今後の課題

兀

iii

一問題の所在

現代社会は人権保障を第一義に据える社会といっても過言ではない。人権は大きく自由権と社会権に分かたれる 人権保障は第二次世界大戦後の国際社会においては勿論のこと国内社会においても最重要課題となってい

事例があり、同様に多くの研究がなされているが、それらの判決文および法律論文を通して、国内法に比して国 重を占めるようになってきた。日本国においても在留外国人と社会保障との関係については塩見事件など多くの 由主義の拡大、それに伴う人的交流の拡大発展のなかで、外国人に対する社会保障問題が今まで以上に大きな比 一九九〇年を前後して生じた東西冷戦の終結を機に、国際社会全体の市場経済化、 欧米的あるいは米国的

を素材にして、特に日本国における外国人の社会保障問題を国際法 三小法廷で上告が棄却されたことで、東京地裁判決が出てから五年を経て漸く司法による結論が確定した事件) 最近の事例である「生活保護申請却下処分取消請求事件」(平成十三年九月二十五日に最高裁第 (国際人権規約)の視点から考察することで、

際法に関する記述および考察が充分でないことが指摘されて久しい。

要であり、 での判例などを参考にしながら論じられているが、 前記状況に対する幾許かの貢献を目的とするものである。 したがって本稿では当該事件の社会権規約等に関する部分を中心に、その解釈・ 特に東京地裁、 東京高裁、 最高裁の判決を通して、憲法十四条、二十五条等の解釈はこれま 国際人権規約に係わる部分については、 よ り 一 適用の妥当性を考察 層の考察が

するものである。

二 判決における社会権規約等の解釈

(一) 事案の概要

ま本邦に在留していたところ、平成六年四月十六日に東京都中野区の路上で交通事故に遭い、 平成二年八月二十六日に在留期間が満了した外国人(中華人民共和国国籍者)が在留期間更新申請をしないま 頭蓋骨骨折、 顔 面

骨骨折、下腿骨骨折及び骨盤骨折の障害を負って入院し、同年六月二十二日に退院した。

現況を証する関係書類とともに、医療費等が支払えないとして生活保護に係る保護申請書を提出し、 被告はこれ

平成六年八月一日、原告(当該外国人)は被告(福祉事務所長)に対して原告の傷病に関する診断書の写し等

を受理した。

被告は、原告がいわゆる不法滞在の外国人であることを理由に、平成六年八月十二日付けで、 本件保護申請を

却下した。

洋 法 学

東

七年二月二十日付けで、原告には不服申立適格が無いことを理由に当該審査請求を却下する旨の裁決を下した。 原告は、平成六年九月二十七日に東京都知事に対して本件処分に係る審査請求をしたが、 東京都知事は、

そこで原告は、 この申請却下処分は日本国憲法十四条、 二十五条、 国際人権規約 (社会権規約) 等に反すると

して、その取消を求めて出訴したが敗訴したため、 控訴し、さらに上告した事案である。

(二) 判決要旨

日本国籍者に限る趣旨であると解され、 対して福祉事務所長 東京地裁では「原告の請求を棄却する」となった。判決文によれば、外国人(原告) (被告) が下した申請却下処分は、生活保護法一条の文理及び制定経緯によれば適用対象を また、 当該解釈が憲法二十五条、 十四条一項に違反するとはいえず、 が行った生活保護申請 社

会権規約も具体的な裁判規範となるものではないことから、適法である、ということになる。 東京高裁では「本件控訴を棄却する」、最高裁では「本件上告を棄却する」となった。 その理由は、 基本的に

に東

(三) 社会権規約等に関する解釈

京地裁判決で示されたものと同じであった。

告の主張と裁判所の見解が同じなので、ここでは被告の主張は取り上げない。 次に社会権規約等に関する原告の主張と、 それを退けた裁判所の考え方を判決文からみてみよう。

(-) 東京地裁における主張と判断

は日本国民・企業のためであったのでこれに報いるという意味で社会保障上の受益権を認めるべきである。それ 法と国内法との効力関係は国際法が優越し且つ国内法の解釈・運用の指針となるべきものである。②原告の就労 まず原告は、 以下の理由により本件処分は世界人権宣言および社会権規約に違反していると主張する。 ① 国 際

世界人権宣言や社会権規約の趣旨に副うのである。 ③憲法九十八条二項は国際法規の誠実な遵守を規定してい

が

るので、 これに対して東京地裁は、 社会権規約 (日本国は既に批准済み)を誠実に遵守すべき義務がある。 以下の理由で社会権規約は具体的な裁判規範になるものではないとした。 ①世界人

障政策を推進すべき政治的責任を宣言したものであり、個人に対して直接具体的権利を付与したものではな 権宣言は努力基準を示したもので、 加盟国に対する法的拘束力を有さない。②社会権規約九条は積極的に社会保

③生活保護法のように適用対象が日本国籍者に限定されていると解される場合は、 ことを社会権規約自体が予定していない。 司法を通じて理念を実現する

(≔) 東京高裁における主張と判

断

ないし行政の裁量基準となり、 束力を有しないものでもなく、 そこで原告は控訴し、 次の理由で原判決等の取消を求めた。 またその範囲を制約する役割も有する。同宣言を単なる努力基準であるとする原 各国や個々人の行動をその理想の実現に向けて規律する解釈指針、 ①世界人権宣言は単なる努力基準でもなく法的 あるい は立法

判決は、 人を含めた国民と読み替えることが充分に可能であり、 差別を禁止しており、これは即効的・即時的効力を有すると解されるので、 この宣言の法的意義を矮小化するものである。 ②社会権規約二条二項は、 むしろいわば当然の解釈というべきである。③在留外国 生活保護法も法改正を待たずに外国 人種・宗教・出生等に基づく

法 学

東 洋 人の よび自由権規約二十六条で定められている内外人平等原則に反する。④社会権規約二条一項が漸進的達成を規定 `在留資格の有無や種類によって外国人に対する保護給付に差別的取扱をすることは、 社会権規約二条二項お

社会保障立法がなされた以上、その内容に差別があってはならない。 しているとしても、 同条二項の内外人平等待遇規範は即効的に効力を生じ、 直ちに達成されるべきであるから、

るので適用対象を日本国籍者に限定した生活保護法が当該条項に違反するか否かについては検討を要するといえ これに対して東京高裁は、以下の理由で控訴人の主張を退けた。①社会権規約二条二項は平等原則を定めてい

とを禁止する具体的な裁判規範となるものではない。

きない。②世界人権宣言は法的拘束力を有さない。③社会権規約九条も生活保護の対象を日本国民に限定するこ

この規約の拘束性から当然に生活保護法の適用対象に外国人を含める趣旨に変更されたと解することがで

(≔) 最高裁における主張と判断

約 ŋ であり、 記されており、 理性を有する限り」法の下の平等に反するものではないと判示するが、これは社会権規約二条二項等に反する。 つまり同条の英語原文には「The States Parties to the present Covenant undertake to guarantee (略)」と べての国民」を外国人を含むようになったと読み取りして解釈すべきである。 の差別禁止原則の確実な履践を引き受けたというべきであり、これは即時に実現されなければならない。 控訴棄却を言い渡された控訴人は上告し、次の様に主張した。①国際人権規約の批准によって生活保護法の「す 自由権規約にはいわゆる自動執行力も認められている。 また自由権規約二十六条は原文からも「あらゆる人に対する差別が禁止されている」と解釈すべきであ これは各締約国は同条項が禁止した差別条項を「確実に履践することを引き受けた」と読むべき したがって両規約を批准したわが国においては両規 ②一審、 二審とも「その区別が合 ③ 法

解釈について、 国内法 (生活保護法) が国際法 (社会権規約) から乖離したところで自己完結してはならない。

ある。 ④世界人権宣言の崇高な理想は単なる「努力基準」であったり「法的拘束力」を全く有しないというのは誤りで 同宣言は具体的行動指針、 現実的な法律及び条約解釈指針、 立法ないし行政の裁量の基準となり、 その範

これに対して最高裁第三小法廷は、以下の理由で上告を棄却した。①社会権規約および自由権規約ならびに世

囲を規定する役割を果たすものである。

界人権宣言が、 者の保護を対象としていない生活保護法の規定が、当該各国際規約の規定に違反すると解釈することはできない 生活保護法に基づく保護対象に不法残留者が含まれると解すべき根拠とはならない。 ②不法残留

\equiv 論点の整理と問題点

の即時即効性、 以上の判決から、 第三に自由権規約の適用可能性であると考えられる。 本稿において取り上げるべき論点は、 第一に世界人権宣言の法的拘束性、 第二に社会権規約

世界人権宣言の拘束性

法 学

まず原告側の主張の一つとして、 世界人権宣言は「各国や個々人の行動をその理想の実現に向けて規律する解 国内法解釈

洋 釈指針、 や立法あるいは行政上の重要な基準となることを強調することで、 あるいは立法ないし行政の裁量基準となり、 またその範囲を制約する役割も有する」とし、 判決がこの点を考慮していないと批判してい

る。

が通常である。 は条約と異なり、 この見解もしくは主張は立法政策上の点からは理解できるが、 したがって同宣言は本件に関して論ずべき対象とはならないと考えられる。 法的拘束力を有さないとするのが一般の通説であり、「効力発生の問題は起きない」と考えるの 国際法の解釈においては「宣言」 (declaration)

(二) 社会権規約の即時即効性

おける解釈は妥当である。 という塩見事件における解釈と同様に、個人に具体的権利を付与したものではない。したがって本事件の判決に 保護されるに値するものであることを確認し、 責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない」 権利を認める。」と規定しているが、この条文は「締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策より は次の様にいう。 本件で問題 の一つになったのは社会権規約の即時即効性である。まず当該規約の即時即効性を肯定しない見解 社会権規約九条は「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者 右権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的

働基本権)といった例外的なものであり、 のかどうか」について、 また特に社会権規約二条二項に絞って、同項が「個人に対して即時に具体的権利を付与すべきことを定めたも 裁判規範として即時実施の義務を生じさせるものは三条(男女同等の権利) 原則は漸進的義務(行為規範)にすぎない。つまり第一に、「合理的か

あ る。 ? 場合には、 られている。 ための努力義務すなわち漸進的義務が課せられているにすぎない」のであり、 つ客観的な正当性事由」が存する限り合理的区別が認められ、この「正当性事由」において国家の裁量権が認め 世界国家が建設されておらず国籍が厳然と存在している以上、現時点においては同条項に即時即効性を与 言い換えれば一 第二に、「社会権を充実するという目的から国家の積極的な(新たな支出をともなう)行為を求める 部に先行的に新たな社会権の保障を認める場合は、 本件の場合はこれに該当するので 残余のものに対しては保障実現の

平等待遇条項には即効性があり、 項 のであり、 その実現は加盟国の政治的責任と解してよいものである。 条約履行に立法を要する場合は直ちに立法し、 既存の法の解釈を変更すること しかし二条二項の内外人

これに対して同規約の即時即効性を認めようとする見解は次の様に主張する。

社会権規約九条は漸進的達成で

えるには至っていない

のである。

解される。 余地 が 可能である場合には即座に司法あるいは行政による変更解釈がなされなければならず、それは条約上の義務と しはない いのである。 日本国憲法においては九十八条二項で当然に負うべき義務であり、この点について国家機関の裁量

われ 依 条項の即時 る。<u>〔</u> それによると締約国は漸進的達成の措置をとる条約上の義務があり、 '即効性を認める見解は他にもある。 同委員会の一般的意見は同規約 それらは同条項の即時的効力を社会権規約委員会の一 の解釈・実施に大きな影響を及ぼす相当の権威を有すると 特に人間の最低限 度の 般的意 生活

学

東洋法

確保することが全ての締約国の「最低限の中核義務」 (a minimum core obligation)であるとして、 締約国は速

あり、この点は委員会によっても確認された」ものである。

ていること及び「保障する (guarantee)」という規定文言からも明らかなように、「基本的に即時的実現の義務で やかな法的措置をとらなければならないとする。その結果、当該義務の実施措置には如何なる理由による区別も 許されるべきではなく、 絶対的付与でなければならないとする。二条二項の規定は、(① 一項と分離されて規定され

について、「社会保障立法をなすか否かは漸進的達成義務にすぎないとしても、ひとたび社会保障立法がなされた またこれまで様々な人権問題を研究し取り扱ってきた日本弁護士会連合会人権擁護委員会は、 社会権規約九条

場合は、その内容において差別があってはならないと解釈している」という。

ついては理解が分かれているのである。 このように、両意見においても社会権規約九条の漸進性を認めている。 しかし同規約二条二項の即時即効性に

(三) 自由権規約の適用可能性と問題点

性質たる即時即効性が言及されているからである。 は具体的事件において単に社会権規約のみならず自由権規約にも関係する見解が示され、 言及されていないことからも必要な検討といえる。 そこで社会権規約二条二項の即時即効性を考察するために、自由権規約も考慮に入れなければならない。それ また本稿で取り上げた判決においては、この点にはほとんど その中で自由権規約の

(--) S.W.M.Broeks v. the Netherland

き等しい保護、に違反しているというものであった。(5) 由は、オランダの関係法令の規定は自由権規約二十六条よって保障されている法の前の平等及び法による差別無 いうオランダ関係当局の決定を争い、国内的救済を尽くしたことによって自由権規約二十六条に訴えた。その 受けていたが、同年六月をもってオランダの法規に基づき失業給付を打ち切られた。Broeks は失業給付打切りと 年に発病して以来、オランダの社会保障制度によって一九八〇年六月一日まで就業不能と疾病についての給付を 十二月十七日まで看護婦として雇用されていたが、就業不能(disability)を理由に解雇された。彼女は一九七五 この事件の概要は次のとおりである。Broeks (オランダ国籍の女性) は、一九七二年八月七日から一九七九年 理

身を基に(その禁止を規定している)自由権規約二十六条に違反している。(ថ) 発生時に婚姻していたために、法は彼女に失業給付を与えることを打ち切ったのである。このことは、性別や出 婚の男性であったならば、法は失業給付を打ち切ることは無かったはずである。 Broeks の主張は、性及び社会的地位に基づく容認し難い差別が行われている。もし彼女自身が未婚もしくは既 しかし彼女は女性であり、 問題

本件発生時にも当該状況に本質的な変化は無かったこと等で反論し、自己の合法性を主張した。

ものであること、失業給付法(Unemployment Benefits Act)の規定は法制定当時の状況を考慮したものであり

この主張に対してオランダの関係当局は、自由権規約二十六条は市民的及び政治的権利に限定して適用される

学

法

洋 は性に基づく自由権規約二十六条違反ということになる。それは彼女が男性と同じ立場(一家の稼ぎ手/ bread-この両者の主張に対して規約人権委員会は様々な点を検討した後、(ユヒ) 結局事件発生当時 Broeks の置かれた状況

他の国際文書、

例えば人種差別撤廃条約、

女子差別撤廃条約、

適用される。」と明言し、さらに「当該立法 [社会保障を促進さ あるいは今回の事件におけるような、

社会権規約

に関連し又は扱われる特別な内容であるならば、

winner)であるにも拘わらず社会保障給付を拒否されたからである。

ように社会権規約の問題(自由権規約は適用できない)と思われたが、当該委員会の見解では「自由権規約は この事件で注目されるのは、 当該事件は本来社会保障制度に関する問題であるので、 オランダ当局が主張した

せるための立法] は国家の主権の行使によって行われるものであるが、立法されたならば (then) 当該立法は [自 権 規約二十六条に従わなければならない。」と明確に述べられたことである。(②)

ii lbrahima Gueye et al v. France 事件

あろうとセネガル人であろうと、 当該セネガル人退役兵は、 定したフランスの法律によって人種差別が生じ、これは自由権規約二十六条に違反している、というものである。 九五一年五月十八日法律第五十一−五六一及び同年五月二十三日命令第五十一−五九○に従えば、 ガル独立前にフランス陸軍に勤務していたセネガル国籍の退役兵の受け取る年金の決定において差別的取扱を規 (French Army) を退役したセネガル人であり、セネガルに居住している。 この事件の概要は次のとおりである。Gueye 他七四二名(以下代表して「Gueye」という。)はフランス陸軍 フランス国籍のフランス人退役兵が受け取る年金額よりも低い年金を受けている。 フランス陸軍の退役兵は平等に扱われる。 Gueye の主張は、 セネガル人退役兵の当該権利は一九 一九六〇年の フランス人で

六○年の独立後も尊重されたが、

それは一九七四年十二月の財務法 (Finance Act) がセネガル人に対する差別的

ンス法は一九七五年一月一日をもってセネガル人退役兵の年金額を凍結したのであった。② 金法 (the Code of Military Pensions)の一般規定に従わなくてもよい、と明記した。これによって以後、 取扱を規定するまでであった。当該法の六十三条は、セネガル人兵士の年金は最早これ以上一九五一年の軍人年 フランス当局は、 ①原告の国籍喪失はセネガル独立によるものであること、②アフリカ諸国における退役軍人 フラ

rights)といった権利は自由権規約の範囲外であり、また⑤いずれにしても自由権規約二十六条にいう意味での差 別条項は今回議論されている法令には含まれていないのだから、 みならずアフリカ人退役軍人に対する差別的 (区別的) 取扱の正当性を主張した。加えて④年金受給権 (pensions おける経済的、 の身元や家庭状況 (family situation) をはっきりさせることはフランス当局にとって困難である、③フランスに 財政的及び社会的諸条件と旧植民地におけるそれとは様々に異なること、を示してセネガル人の 通報者の主張は承認し難いと論述した。

(and)客観的基準に基づく区別は禁止される区別にはならないなどの見解を示した。しかし同時に、「今回のケー(a) またその意味において当該規約は年金に関する権利を保護してはいない。当該二十六条においては、 委員会は両者の主張を検討し、例えば国籍自体は自由権規約二十六条で示されている差別には含まれておらず、 合理的かつ

解釈は許すものである。」として、 スのように差別が存在するのであれば、年金授受権を委員会が検討することを[自由権]規約二十六条の一般的 自由権規約二条(人権実現の義務)に従って、 申し立てられた侵害を救済する

効果的手段をとらなければならない義務をフランス当局は有する、 という見解を示したのである。

洋 法 学

東 この事件においても、 年金受給権という社会保障の分野に関する問題であっても、 そこに差別が存在する場合

は 合理的 かつ客観的な基準によるものを除き 自由権規約二十六条の適用範囲に含まれることが明確 に示

(iii 自由権規約の適用可能性

されたことが注目される。

問題) 社会保障関連の事件であっても、 右記の二つの が含まれている場合には、 リーディング・ケース 自由権規約(二十六条)が適用されることが明らかとなった。しかし、残され 実際には当該事件中に自由権規約二十六条にいう差別 から、 従来は社会権規約のみが適用されると考えられてきた (法の下の平等に関する

決で示されている合理性の問題である。 まず第一に、 社会権規約における漸進的達成義務と自由権規約二十六条の即効性との問題がある。 第三は、 委員会の見解・意見の効力又は強制力の問題である。 判

た問題も多い。

務を有する。 るように努力しなければならないが、 第一の点について、Broeks 事件で明確に述べられているように、この点に関して人権規約の締約国は二つの義 前者は漸進的義務の範疇に含まれるので、 一つは社会保障立法義務であり、 後者については、 他は即時実施義務である。これまでの諸判例や見解及び規約 各国家は自国の経済発展段階に応じて社会保障立法を進 ひとたび社会保障立法がなされたならば、 その適用 成立 運

に関する一般的意見十八などにおいても、② は即時即効的で且つ無差別で適用されなければならないとするものである。Broeks 事件以降、委員会は無差別 この解釈は確立したものといえよう。 社会保障における差別禁止も即時実施義務が課せられると解釈する立

場を堅持しているので、

回避するならば、 ひとたび社会保障関連の法令が成立してしまうと、その段階で無差別適用の即時即効性が生じてしまう。 しかし、より詳細に見ると多少の矛盾が見出される。つまりこの方法を採るならば、たとえ漸進的であっても 社会保障を達成しようとする当該規約の目的を損ねる可能性が生ずることになる。

国に属する国で生じた事件であり、また規約委員会は、当該国内において通常用いられている規準に従った支払 ここで先述の事例を見ると、まずそれらはオランダとフランスという発展途上国には属さない、あるいは先進

いを命じている点に注意を向けなければならない。

前者の点については、

両国ともいわゆる発展途上国と比較す

即

時即効に当該措置を実現できると考えられる。また後者については、委員会はいわば国内規準を用いることを暗 に認めているわけであるから、例え事件発生地が発展途上国であったとしても、当該国家の国内規準に準拠して、 財政面でも充分であり――国内における配分上の問題ではなく、途上国予算と比べた場合である――、

的義務規定は、 その時点で実行可能な措置を執ることを要求していると解することができる。そうであれば、 各国の国内規準に任されており、 社会保障関連法令が成立したならば、 各国は当該国内規準を経済発展段階に応じて徐々に向上させればよい 即時的義務を生じさせることになるが、その具体的保障内 社会権規約の漸進

という意味での漸進的と解することができよう。ここに途上国も含めた規約締約国に対する漸進的と即時的との

次に第二の合理性の問題である。 本稿で取り上げている不法滞在者による医療扶助請求却下事件においては

洋 法 学

矛盾が解消されるのである。

東 社会権規約に関しては合理的かつ客観的な正当性事由が存在する限り、各国家は裁量権を行使して合理的区別を

行うことができるという。 自 由権規約に関しては、その二十六条について「全ての取扱上の区別を差別であるとするわけではな」く、「合 これは本件のみならず例えば塩見事件においても示されていた点である。

理的及び客観的基準に基づく区別であって、かつその目的が規約上正当な目的を達成する場合には、その区別は

差別とはみなされない。」というのが、 Broeks 事件において規約委員会は、 自由権規約二十六条について「公の当局が規制及び保護する如何なる分野 わが国における一般的な見解である。

釈は既に確立したといわれている。しかし合理的区別の問題に関しては、 八においても同様の見解が述べられており、 の法上 (in law) または実行上の差別を禁止する。」として、解釈問題に決着をつけ、また委員会の一般的意見十の法上(ミロ その結果、 自由権規約二十六条の性質と適用範囲に関する委員会解 同事件の委員会も述べているように、

点については Gueye 事件においても同様の見解が示されている。(ヨ) 的かつ客観的基準に基づく区別は二十六条の意味における禁止される差別には該当しない。」とされている。(※) 一法の前の平等と差別無き法の平等な保護に関する権利は、 取扱上の全ての区別を差別とするわけではない。 合理

づく区別が認められているといわなければならない。 したがって合理性の問題に関しては、 自由権規約についても無差別適用ではなく、 合理的かつ客観的基準

に基

には人権委員会 (Human Rights Committee) が設けられている。それぞれ報告方法等が異なるが、 会 (Committee 最後に第三の委員会の見解・意見の強制力または効力の問題であるが、 on Economic, Social and Cultural Rights) が経済社会理事会によって設けられ 社会権規約については社会権規約委員 特に自由権 自 |由権 規

the International Covenant on Civil and Political Rights) が規定を置いている。それによると個人通報 締約国への注意喚起 (四条)、意見の通報 (五条四)が定められているが、 その拘束力に関する 明

仲裁)ではないゆえに原則として法的拘束力を有するものとはいえないであろう。

まして日本国は当該議定書に加入していない。当該二委員会、特に人権委員会は国際裁判所

(司法

定はない。

わゆる「元日本軍所属在日韓国人救護法障害年金請求事件」においても、原告は Gueye 事件における人権委(%)

は消極的な傾向が読み取れる。つまりこの制度は「個人が直接自己の権利を主張する国際的手続ではあるが、 はなく、 措置をもって初めて個人の権利として具体化されるのであり、規約の最終的解釈権限が人権委員会にあるわけで 員会の見解には判例としての価値があると主張したのに対して、 して裁判所は規約の裁判規範性の有無は避け、 裁判とは違い、 同委員会の解釈は事案の個別性に基づくものであるゆえに有権的解釈ではない、と主張した。これに対 結論として示される『見解(view)』に法的拘束力はない。 また規約二十六条自体の解釈も行わなかったが、 被告は、[人権]規約上の具体的権利は国 『勧告』どまりである。」というの 日本の裁判上で 内立法 国 が

般的見解である。

四 小 括 若干の考察と今後の課題

東 洋 法 学

本稿は不法滞在者による医療扶助申請却下事件を素材として、 特に日本国における社会保障と国際人権規約

欧米的制度を実現しており、国外との交流も極めて盛んである。

適用 先進国の一員である。 について考察してきた。 進学率を基礎とする教育水準も高く、 日本国は社会権規約にも自由権規約にも加入しており、 法制度を土台として成立する政治制度や社会制 経済分野においては世 界の

を条約違反とした判例もある。(3) おいて同様であるわけではない。法の内外人平等適用を認めた例や、 とによって、内国人(国民)と外国人との間に法適用上の区別を設けている。 会等の意見・見解を消極的に取り扱い、社会権規約を漸進的規定と解釈しつつ、 かし社会保障の問題となると、 世界人権宣言の法的拘束力を認めず、 国籍・社会的地位・民族による区別 自由権規約の問題は回避し、 勿論、 国の裁量権を前面に押し出すこ 社会保障のあらゆる側 人権委員 (差別) 一面に

的かつ客観的基準に該当するかどうかである。 られているのである。換言するならば、 否定されているわけではなく、一般には認められている。 観的基準に基づく区別に該当するかどうかという点に絞られる。現段階の国際法学においても当該区別は完全に 判規範性) このような例を含めて考察するならば、 の問題も重要であるが、最も核心となる問題は、 日本国の判例に表れた内容が、 人権委員会の勧告等の法的拘束力の問題や人権規約の自動 しかしそこには明確な基準 国家財政を理由とする内外人の区別が合理 国際社会に通用するという意味での合理 (又は規準) の設定が 執 的 かつ客 求 (裁

きないであろう。 この区別の基準を、 発展途上国において先進国国民が申請した社会保障水準が、 ķ, わゆる国家責任における国際標準主義のような考え方で捉えるとすれば、 当該国国民に対するよりも高水準 それ は容認で

うな国内規準に基づく保障 となるのであれば、 原則とも表現できる考え方が基本となっていることである。 当然の結果として内外人平等が導き出され得る。 社会権規約における漸進的達成という規定の趣旨にも反することになる。 ――いわば国内標準主義とも言い得る――についてはどうであろうか。 しかし本件を通して明確なのは、 それゆえに先述の国内規準という考え方は今の 内外人区別 それでは先述のよ (合理的差

間 ことを確立することで(内政不干渉原則) 因するといえよう。 の所属を明確にし、 このような状態の成立は、 人類は空間を国境という技術で分割し、国境を越えての内部事項に介入することを厳に慎む 空間秩序と人的秩序を手に入れることに成功した。 近・現代国際社会を成立させた諸要因もしくは諸原則の一つである国境と国 国内統治を安定化し、人々に権利義務を伴う国籍を付与することで人 当該秩序が国際社会の現在に至る発展 |籍に基

ところ認められないことになる。

を許したといえよう。 換言すれば本稿で示された問題の核心は、国籍という近・現代国際社会成立の根本要因に関わることであり、

それを易々と変更することは国際社会または国家間体制の大変革を意味することになる。

E

は地域的にその変

革に着手したが、 国人の参政権問題とも根本のところで共通している。 全世界を視野に入れると未だ当該体制は簡単には揺るがせにできない状況である。 したがって国籍が問題となる場合、最終的には当該問題に

法 学

洋

そこで結局は、

東 突き当たるのであり、 本稿で取り上げた問題も正に同様であるといえよう。

法解釈以外のその他の諸条件を考慮し、

合理的かつ客観的基準を考えなければならなくなる。 61

現代国際社会は、

わば

「決断」

の問題ともいえよう。

法解釈

あるい

は基

(規)

準という実質的

な意味の解

釈

にお

· て賛

さらに

否両極説ともが成立する可能性がある場合、 法が単なる思惟の産物ではなく現実の人間社会に用いられてい

とを充分に認識するならば、やはり国際社会全体の流れを無視して解釈することは避けなければならない 第二次世界大戦および東京裁判を契機に成立した侵略戦争違法観を思想的土台とし、(3)

民主主義社会を構築するために人権保障という規準を設定し、そのなかでの国際社会の構築をめざしている。

関しては諸説あるが、その規定内容をみると、この大きな流れの中で成立したとも理解できよう。(4) 組 の具体的現われが国際人権規約などの諸人権条約であり、ユネスコを始めとする国連ファミリーとよばれる国 織であり、 PKOやPKFの活動であり、 ヨーロッパ人権裁判所などである。⑷ 日本国憲法も、 その法的性格に その意味では

人権保障は現代の法制度の中で最も重視されなければならない事項であることは明白である。

のこと自体が国家の政策等に影響を与えることにもなる。 を享受している国家が有すると思われる道義的責務である。 国家としての責務を有するはずである。これは法的責務ということではなく、 加えて日本国は現代国際社会における先進国であるゆえに、 またその実行を法 この人権保障の発展拡大に寄与しなければならな (国際法) 他の大部分の国々よりも豊かさ に依拠するならば、

このように考えるならば、 外国人を3K職場専用に使い捨てするような取扱は厳に慎み、 日本社会における外

外国人にまで拡大することは国家財政の破綻を招来するという主張は、 国人の存在を政策的に充分に考慮した上で入国認定を行うという前提で、 意識的に回避されるべきであろう。 社会保障制度において国家財政支出を 同時

れらを実行する際には、 置を講ずるという規準を示すべきであるといえよう。 はずなので、 に、それでも現状を鑑みてより現実的な判断規準を模索するならば、国内に在住する外国人の国籍は特定できる 将来の国際社会の流れに反する状況が生ずる可能性が高くなることも充分に考慮すべきである。 各関係国に問い合わせ、日本国との間では相互主義を原則とする旨を確認し、相互主義に基づく措 先述の国籍に関する根本問題を常に意識していなければならない。 さらに、法曹関係者に対する国際法教育を拡大・徹底しな

1 See Henkin, Louis, International Law: Politics and Values (Martinus Nijhoff, 1995), pp.184~226

2

- ツ)第一七六号。『判例時報』No1768(四十七~五十四頁)。『判例タイムズ』No.955(一五八~一六四頁)。 月二十四日)・平成八年(行コ)第六十六号、最高裁判所第三小法廷判決(平成十三年九月二十五日)・平成九年(行 東京地方裁判所判決 (平成八年五月二十九日)・平成七年 (行ウ) 第七十六号、東京高等裁判所判決 (平成九年四
- (3) 小寺初世子「国際人権規約の発効」『ジュリスト』No.613(一九七六年六月一日)九〇頁。
- 4 ズ』No.978(一九九八年九月二十五日)二五六~二五七頁。 加藤正男「在留外国人に生活保護法を適用しないことが憲法一四条・二五条等に違反するか(消極)」『判例タイム
- 5 |判例タイムズ』No.945(一九九七年九月二十五日)三四二~三四四頁。 金子順一「生活保護法の対象を日本国民に限る生活保護法一条の規定は憲法二五条、一四条に違反するか
- 6 十二月一日)一六一頁。 初川満「在留外国人への生活保護不適用は憲法及び社会権規約への違反か」『ジュリスト』No.1146(一九九八年
- (7) 初川、同論文、一六二頁。
- 8 高藤昭「不正規入国者の社会権をめぐる日米二判決の検討」『ジュリスト』No.1096(一九九六年九月一日)一一

東

- 9 10 東京弁護士会外国人人権救済センター運営委員会編『外国人人権救済実例・第二集』(明石書店、一九九八年)一 同論文、一一九頁。
- $\widehat{11}$ 東京弁護士会、同書、一三六頁。
- $\widehat{13}$ 12 宮崎、 宮崎繁樹編著『解説囯際人権規約』(日本評論社、一九九六年)三十一頁。 同書、六十四頁。

the Human Rights Committee (U.N., 1987), pp.139~150

- 15 $\widehat{14}$ Ibid., p 139 Communication No.172/1984, Report of
- $\widehat{17}$ 16 *Ibid.*, p.140∼141. Ibid., p.140
- 19 *Ibid.*, p.150 $Ibid., pp.142 \sim 150.$

18

- $\widehat{20}$ Ibid., p.149
- 21 Communication No 196/1985, Report of the Human Rights Committee (U.N., 1989), pp.189 \sim 195.
- $\widehat{22}$ *Ibid.*, pp 189∼190.
- $\widehat{24}$ *Ibid* , p.194 *Ibid.*, pp.190~191.

 $\widehat{23}$

- $\widehat{25}$ *Ibid.*, p.191
- 26 *Ibid.*, p.194.
- 的、社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見闫」(翻訳・解説)青山学院大学法学会『青山法学論集』 第四十二巻第二号(二○○○年)、同「『経済的、 る委員会』の一般的意見(二)(翻訳・解説)同『青山法学論集』第四十巻第三・四合併号(一九九九年)、同「『経済 青山学院大学法学会『青山法学論集』第三十八巻第一号(一九九六年)、同「『経済的、社会的及び文化的権利に関す 一般的意見の邦訳は次を参照。申「『経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見」(翻訳・解説 社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見四」(翻訳

- 28 徳川信治「社会保障と平等権---塩見事件──」『国際法判例百選』別冊ジュリスト No.156(一○九頁)。
- 二八八~二九一頁。塩見事件においては特に憲法第十四条の解釈問題として、この合理的区別問題が示された。塩見 同書、一〇八~一〇九頁。田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎編集代表 『判例国際法』(東信堂、二〇〇〇年)
- 事件については他に多数の参照文献あり。
- 30 | 〇九頁。

Communication No.172/1984, op.cit., p.149

- $\widehat{32}$ 田畑他、前掲『判例国際法』、二九〇頁。

Communication No.172/1984, op.cit., p.150.

33

31

- $\widehat{34}$ Communication No.196/1985, op.cit., p.194
- 35 Brownlie, Ian, ed., Basic Documents in International Law (Oxford, 1985), pp.292 \sim 297.
- 阿部浩己『人権の国際化――国際人権法の挑戦――』(現代人文社、一九九八年)二六一頁。

一九九五(平成七)年十月十一日大阪地裁判決『訟務月報』四十二巻八号、一九九三頁。

37 36

田畑他、

前掲『判例国際法』、二八六頁。

- 高藤昭「不正規入国者への生活保護不適用判決とその問題性」『法学セミナー』No.566(二〇〇二年二月)四十七 ゴドウィン訴訟一審判決(神戸地裁・平成七年六月十九日、『判例地方自治』一三九号)が例として示されてい
- (4) この点に関して、日本国が自由権規約議定書未批准の最大の理由は「司法の独立」にあるという見解がある。それ 40 See Brownlie, Ian., Principles of Public International Law, 5th ed. (Oxford, 2002), pp.602~605
- この条約 [議定書] が批准されることにより、最高裁の判断といえども国際的な俎上にのぼることを避けられなくな のである。そこでは準司法的な手続が採用され、国際人権規約違反の有無が明示的に判断されることになる。つまり、 によれば当該議定書は「国際での救済 (裁判) 手続を尽くした人権侵害被害者に、国際人権機関への訴えを認めるも

洋 法

 $\widehat{42}$ るのである。そこに、 大沼保昭『戦争責任論序説』(東京大学出版会、 条約批准を拒む司法府の懸念があるのであろう。」(阿部、 一九七五年)。同『東京裁判から戦後責任の思想へ』第四版 前掲書、三一八頁)。

45

堂、一九九七年)。吉田裕『日本人の戦争観――戦後史のなかの変容――』(岩波書店、二〇〇一年)、参照。 Human Rights in Theory and Practice (Cornell, 1989). 畑博行·水上千之編『国際人権法概論(第二版)』(有 See Cassese, Antonio, International Law (Oxford, 2002), pp.349~374. See Donnelly, Jack, Universal

44 信堂、一九九九年)、参照。 ――』(成文堂、一九九七年)、佐藤幸治『憲法』(青林書院、一九八一年)、その他参照。 芦部信喜監修『注釈憲法①』(有斐閣、二〇〇〇年)、高乗正臣・佐伯宣親『現代憲法学の論点――判例から学説へ

See Byers, Michael, ed., The Role of Law in International Politics (Oxford, 2001), pp.131~175.